

## 令和5年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和5年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,573,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,621
	1 使用料	2,621
2 国庫支出金		1,870,000
	1 国庫補助金	1,870,000
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
5 繰入金		6,754,786
	1 一般会計繰入金	3,848,772
	2 基金繰入金	2,906,014
6 諸収入		5,134
	1 雑収入	5,134
7 市債		3,940,000
	1 市債	3,940,000
歳 入 合 計		12,573,691

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,573,691 <small>千円</small>
	1 みどり保全創造事業費	5,649,794
	2 みどり保全事業費	4,738,125
	3 基金積立金	1,000
	4 公債費	2,183,772
	5 予備費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>12,573,691</b>

## 第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 3,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,520,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	220,000	同	同上	同上
緑化推進創造費	59,000	同	同上	同上
樹林地保全費	2,108,000	同	同上	同上
緑化推進費	33,000	同	同上	同上
<b>計</b>	<b>3,940,000</b>			